

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

平成30年12月5日

分任支出負担行為担当官
関東財務局横浜財務事務所長 伊藤 美月

記

1. 競争入札に付する事項等

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 工 事 名 称 | 南山田住宅給湯器取替工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 横浜市都筑区南山田1-4 南山田住宅 |
| (3) 工 事 内 容 | 「仕様書」記載のとおり |
| (4) 工 期 | 自 契約締結日
至 平成31年3月25日 |

2. 競争に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成29・30年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「管工事」の「A」等級に格付けされており、責任をもって工事を完了することができる者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に基づく、経営事項審査を受けている者であること。
- (5) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の競争参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による。）であること。
- (9) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る直接的かつ恒常的な雇用関係の

ある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

ただし、発注工事が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に規定する工事に該当しない場合は、監理技術者又は主任技術者は専任である必要はない。

(10) 本件入札にかかる入札説明書の交付を受けた者であること。

(11) 競争に参加するために必要な競争参加申込書等を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。

3. 契約条項等を示す場所

横浜市中区北仲通5丁目57番 横浜第2合同庁舎 12階
関東財務局横浜財務事務所（第6）統括国有財産管理官

4. 入札手続き等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付

① 場 所 上記3に同じ

② 期 間 平成30年12月5日（水）から平成30年12月20日（木）
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

③ 受付時間 9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

(2) 参加申込

① 場 所 上記3に同じ

② 期 間 平成30年12月5日（水）から平成30年12月20日（木）
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

③ 受付時間 9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

④ 提出書類 競争参加申込書、等級決定通知書（写）、指名停止等に関する申出書、誓約書・役員等名簿

(3) 競争参加資格の確認

競争参加申込審査において、競争参加資格がないと認めた場合は、平成30年12月21日（金）までに通知する。

(4) 入札

① 日 時 平成30年12月26日（水） 10時30分

② 場 所 横浜市中区北仲通5丁目57番
横浜第2合同庁舎 12階 第1会議室

(5) 開札

入札締切後、直ちに入札場所で開札する。

5. 入札価格

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする。）。

6. 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予算決算及び会計令第85条の基準を適用するので、入札執行責任者は入札

の結果を保留する場合がある。この場合、入札参加者は当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。また、この調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、入札の結果を保留した場合は、後日、参加者に対し入札の結果を通知する。

7. 入札の無効

(1) 競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 工事費内訳書の提出がない者のした入札及び工事費内訳書の内容に不備があった者の入札は無効とする。

8. 契約書作成の要否

本契約締結にあたり契約書を作成するものとする。

9. 入札保証金及び契約保証金

全額免除とする。

10. その他

(1) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本円に限る。

(2) 当該工事に直接関係する他の工事の請負契約を当該契約の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) 本件公告に関する問い合わせ先

関東財務局横浜財務事務所 (第6) 統括国有財産管理官

電話番号 045-681-5003 (ダイヤルイン)